

流通確認業務サービス利用料金表（令和6年6月1日時点の印鑑登録事業者限り）

【初期費用】

料金の種類		料金（税込）	内容
①	申込料	5,500 円	流通確認業務サービスの申込にかかる事務手数料です。
②	情報提供料	13.92 円／件	流通確認業務サービスの利用開始時にシステムに登録された所有権留保車両情報の件数（台数）に 13.92 円を乗じた金額を請求いたします。

【月額費用】

料金の種類		料金（税込）	内容
①	システム利用料（基本料金） （50 台未満の場合）	通常 550 円のところ、 440 円	集計月の 1 か月間において、システムに登録された所有権留保車両（システム利用料の対象外車両を除く）日毎の合計台数が最大となった日の台数が、50 台未満の場合は一律 440 円を、50 台以上の場合は台数に 8.8 円を乗じた金額を請求いたします。
	システム利用料 （50 台以上の場合）	通常 11 円のところ、 8.8 円／台	
②	情報提供料	13.92 円／件	所有権留保車両の追加による情報提供や、所有権留保車両の情報更新などによる情報提供された件数に 13.92 円を乗じた金額を請求いたします。
③	流通確認料	220 円／件	窓口において所有権留保車両の承諾情報を確認した件数に 220 円を乗じた金額を請求いたします。（ただし、同一日に同一窓口において、同一車両の作業が複数回あった場合は、1 件と数えます。）

※各料金の小数点以下の端数は、合計後に切捨て処理いたします。端数切捨て処理の関係上、請求金額と上記金額に件数を乗じた金額は異なる場合があります。

※各料金の他、登録所有者の事由によりシステムのデータベース等に作業が発生する場合、実費相当額を請求いたします。

【2025 年 3 月 25 日改正】

流通確認業務サービスに係る個別規程について一部改正を行いました。料金に関しては、以下の内容が追加となっております。（規程は流通確認業務サービスのご案内ページに掲載しておりますのでご覧ください。）

月額費用①	初期費用②、月額費用②
（システム利用料の対象外車両） 第 6 条の 2 前条第 2 項の対象外車両は、業務システムに登録している所有権留保車両のうち、以下の条件を全て満たしている車両について、登録所有者が業務システムで設定することによって、対象外車両とすることができるものとします。 （1）初度検査年月から 10 年が経過した車両 （2）業務システムにおいて所有権解除を承諾した車両 2 検査情報に初度検査月の記載がない場合は検査月を 12 月として取り扱うものとし、初度検査年の記載がない場合は 10 年が経過した車両とみなします。	（情報提供サービスの利用料金の免除） 第 6 条の 3 業務サービス以外の情報提供サービス（以下「個別サービス」という。）を利用している登録所有者が、第 13 条に定める免除申請を行い、全軽自協が承諾した場合は、第 6 条（料金の種類）第 1 項第 3 号に定めるイ若しくはロのいずれか又は両方を免除できるものとします。 2 前項の免除に関する事項は、第 5 章（料金の免除に関する事項）に定めます。